

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間

処分の名称		死亡獣畜取扱場以外での解体、埋却、焼却の特例の許可
根拠法令及び条項		・化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第2条第2項
審査基準	法令の基準	過去に実績がなく又は稀で、あらかじめ基準を設定することが困難である。
	具体的基準	過去に実績がなく又は稀で、あらかじめ基準を設定することが困難である。
	参考事項	
標準処理期間	標準処理期間	過去に実績がなく又は稀で、あらかじめ期間を設定することが困難である。
	特記事項	
備考		